

附 則

- 1 この共済規程は、この組合の設立登記の日（平成27年4月1日）から施行する。ただし、農業災害補償法第53条の2第1項の認可を受ける日までは、第4条第1項、第9条、第13条、第19条第2項、第39条、第42条第2項、第66条、第93条、第97条第2項、第112条、第116条第2項、第133条第1項、第140条第2項、第166条第2項、第167条第2項、第194条第2項、第195条第2項、共済規程附属書「農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済共済金支払規程」第5条第1項及び第2項並びに第6条第4項の規定は、次のとおりとする。

(事務費の賦課)

- 第4条** この組合は、毎事業年度、この組合が必要とする事務費予定額から法第14条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び石川県農業共済組合連合会からこの組合に賦課された賦課金の支払に充てる費用を組合員に賦課するものとする。

2～5 【略】

(共済金の最低額)

- 第9条** この組合が組合員に対して支払う共済金の額は、この組合が石川県農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額を下らないものとする。

(損害防止施設)

- 第13条** この組合は、損害防止のため必要な施設をすることができる。

(共済金の仮渡し)

第19条 【略】

- 2 前項の規定により仮渡しをする金額の総額は、この組合が石川県農業共済組合連合会から受けた保険金の仮渡し額を下らないものとする。

(共済金額の削減)

- 第39条** この組合は、農作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- (1) 当該共済目的の種類に係る定款第55条第1項の不足金てん補準備金の金額
- (2) 当該共済目的の種類に係る定款第57条第1項の特別積立金の金額

(無事戻し)

第42条 【略】

- 2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該共済目的の種類に係る定款第57条第1項の特別積立金の金額に当該共済目的の種類につき石川県農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

(共済金の支払とみなされる場合)

第66条 家畜共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故が発生した場合において、この組合又は石川県農業共済組合連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、この組合は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払ったものとみなす。

（共済金額の削減）

第91条 この組合は、果樹共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、果樹区分ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- （1）当該果樹区分に係る定款第55条第3項の不足金てん補準備金の金額
- （2）当該果樹区分に係る定款第57条第3項の特別積立金の金額

（無事戻し）

第97条 【略】

2 この組合が前項の規定による無事戻しをする金額は、当該果樹無事戻区分に属する果樹区分ごとの定款第57条第3項の特別積立金の金額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額に当該果樹無事戻区分につき石川県農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

（共済金額の削減）

第112条 この組合は、畑作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、畑作物区分（一の畑作物共済再保険区分（法第134条第3項の畑作物共済再保険区分をいう。）に属する畑作物共済の共済目的の種類等のうち同一の共済目的の種類に属する畑作物共済の共済目的の種類等を合わせた区分による区分をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- （1）当該畑作物区分に係る定款第55条第4項の不足金てん補準備金の金額
- （2）当該畑作物区分に係る定款第57条第4項の特別積立金の金額

（無事戻し）

第116条 【略】

2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該畑作物無事戻区分に属する畑作物区分ごとの定款第57条第4項の特別積立金の金額を、当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額に、当該畑作物無事戻区分につき石川県農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

（共済金額の削減）

第133条 この組合は、園芸施設共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- （1）・（2） 【略】

2 【略】

(無事戻し)

第140条 【略】

2 この組合が前項の規定により無事戻しをする金額は、定款第52条第5号の勘定に係る定款第57条第2項の特別積立金の金額に石川県農業共済組合連合会から規則第25条第4項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

(共済掛金率の設定及び変更)

第166条 【略】

2 前項の規定により、建物共済の共済掛金率を設定し、又は変更する場合には、法第85条第12項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。

(約款)

第167条 【略】

2 前項の規定により、建物共済に係る約款を定めた場合には、これを、法第85条第12項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。これを変更したときも、また同様とする。

(共済掛金率の設定及び変更)

第194条 【略】

2 前項の規定により、農機具損害共済の共済掛金率を設定し、又は変更する場合には、法第85条第12項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。

(約款)

第195条 【略】

2 前項の規定により、農機具損害共済に係る約款を定めた場合には、法第85条第12項の規定に基づき、この組合の属する連合会の承認を受けるものとする。これを変更したときも、また同様とする。

【共済規程附属書】

農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、
園芸施設共済及び任意共済共済金支払規程

第5条 この組合は、石川県農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に第2条の規定により組合員の登録した金融機関の個人別預貯金口座に当該組合員に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、組合員に対し現金をもって共済金の支払を行うことができる。

(1)~(3) 【略】

2 家畜共済に付されている家畜に係る疾病又は傷害に関し指定獣医師(家畜共済に付されている家畜について診療の円滑適正を図るためにこの組合と指定獣医師契約を締結している獣医師をいう。以下同じ。)の診療を受けた場合で、組合員が当該診療に係る共済金の受領を当該指定獣医師に委任したときは、この組合は、前項の規定にかかわらず、

石川県農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に、次項の規定により当該指定獣医師の登録した金融機関の個人別預貯金口座に当該診療に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、前項第1号に該当する場合には、当該指定獣医師に対し現金をもって共済金の支払を行うことができる。

3～5 【略】

第6条 【略】

2・3 【略】

4 この組合は、前条第1項の規定にかかわらず、石川県農業共済組合連合会から保険金の支払を受けた日から5日以内に、第2項の規定により登録された金融機関の一括支払地域団体の代表者の預貯金口座に第1項の契約に係る共済金を振り込まなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)・(2) 【略】

5・6 【略】

2 この規程は、平成27年4月1日以後に共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係から適用する。

3 平成27年4月1日前に共済責任期間の開始する共済関係については、合併前の農業共済組合の共済規程の例による。

附 則（平成27年4月27日26経営第3588号）平成27年5月30日議決

1 この共済規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 平成28年5月28日議決

1 この共済規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、畑作物共済に係る規定は、平成29年産から適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、任意共済に係る規定は、平成28年8月1日より適用し、平成29年3月31日までの間は、変更後の第176条第1項の規定にかかわらず、この組合は、建物総合共済の共済責任期間の開始後においても、組合員の申出により収容農産物補償特約を締結することができる。また、組合員が当該申出をしたときは、この組合の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して2週間以内に、収容農産物補償特約に係る共済掛金及び事務費賦課金をこの組合に払い込まなければならない。

附 則 平成29年3月9日議決

1 この共済規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 平成30年1月31日議決

1 この共済規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行し、同日又は平成30年4月1日のいずれか遅い日以後に共済責任期間の開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。

附 則 平成30年3月10日議決

- 1 この規程の変更は、石川県知事の認可のあった日又は平成30年4月1日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この規程の変更は、平成31年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、平成31年1月1日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日以後に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、平成30年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日前に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係については、変更前の共済規程（第7章を除く。以下「旧共済規程」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧共済規程第1条中「農業災害補償法」とあるのは「農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）による改正前の農業災害補償法」とする。
- 3 変更後の農作物共済又は畑作物共済の一筆方式に係る規定は、平成33年以前の年産の農作物に係る共済関係に限り、適用するものとする。
- 4 平成32年1月1日前に開始する家畜共済の共済掛金期間に係る共済関係についての変更後の第84条の規定の適用については、同条中「費用」とあるのは「費用（初診料を除く。）」と、「90/100」とあるのは「100/100」と、「100分の90に相当する金額」とあるのは「金額」とする。
- 5 変更後の特定危険方式による収穫共済に係る規定は、平成33年以前の年産の果実に係る共済関係に限り、適用するものとする。
- 6 平成30年3月31日までに共済責任期間の満了する共済関係に係る共済掛金の無事戻しは、平成31年3月31日までの間に限り、旧共済規程の規定の例により行うことができる。
- 7 変更後の第41条、第102条、第124条及び第146条の規定は、平成34事業年度から適用するものとし、同事業年度前の事業年度における共済金額の削減については、なお従前の例による。

附 則 平成30年5月26日議決

- 1 この規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の規定は、平成31年1月1日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任が開始する家畜共済の共済関係並びに同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、旧共済規程の規定が、なおその効力を有する。

附 則 平成30年10月25日議決

- 1 この規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 平成31年1月1日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係について、この組合が組合員との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に関済責任が始まる旨を定めたときは、第55条の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜（群単位肉豚を除く。）であって、その日以後飼養するに至ったものにあつては、その飼養するに至った時から始まる。

- 3 前項の共済関係に係る共済掛金の支払（分割支払をする場合にあっては、第1回目の支払）は、前項の特定の日から2週間以内にしなければならない。この場合において、第65条第2項の規定を準用する。

附 則 令和元年5月25日議決

- 1 この規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第16条及び第53条の変更規定 石川県知事の認可のあった日又は令和元年7月1日のいずれか遅い日
 - (2) 第131条の変更規定 石川県知事の認可のあった日又は令和元年6月1日のいずれか遅い日
 - (3) 第141条の変更規定 石川県知事の認可のあった日又は令和元年9月1日のいずれか遅い日
- 2 変更後の第16条及び第53条の規定は、附則第1項第1号に規定する施行日以後に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第131条及び第141条の規定は、附則第1項第2号及び第3号に規定する施行日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。

附 則 令和2年3月10日議決

- 1 この規程の変更は、石川県知事の認可のあった日又は令和2年4月1日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第34条、第42条、第44条、第95条、第103条、第105条、第117条、第125条及び第127条の変更規定は石川県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 家畜伝染病予防法附則第5条第3項の規定により同法第58条第1項の規定が読み替えて適用される場合における事業規程第2条第1項の規定の適用については、同項第2号中「第4号」とあるのは「第4号（同法附則第5条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「同条第2項」とあるのは「同法第58条第2項」とする。この附則第2項の規定は、石川県知事の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第2号）の施行の日（令和2年2月5日）から適用する。

附 則 令和2年6月13日議決

- 1 この規程の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の園芸施設共済に係る規定は、令和2年9月2日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第2条、第4条及び第5節保管中農産物補償共済の規定は、令和2年9月1日から適用する。
- 4 組合員から新型コロナウイルス感染症の影響により家畜共済に係る組合員負担共済掛金の払込みが困難である旨の申出があった場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 家畜共済に係る共済関係であって、当該組合員に係る最初の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金の払込期限(共済掛金の分割支払がされる場合にあっては、その第1回目の払込期限。以下この号において同じ。)が、令和2年3月30日から令和2年9月29日までの間に満了するものについては、第69条第1項(共済掛金の分割支払がされる場合にあっては、第70条第3項又は第4項)又は第78条第1項(共済掛金の分割支払がされる場合にあっては、第79条第3項又は第4項)の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を令和2年9月30日とする。
- (2) 前号の共済関係(第55条第2項の規定に基づき特定の日に関済責任が始まる旨を定めている場合を除く。)に係る共済責任は、第55条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から開始する。
- イ 令和2年3月30日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年3月30日
- ロ 令和2年3月31日から令和2年9月22日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日
- (3) 家畜共済に係る共済関係であって、共済掛金期間が令和2年3月16日から令和2年9月15日までの間に満了するものについては、第69条第4項又は第78条第4項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から令和2年9月30日までの期間を組合員負担共済掛金の支払の猶予期間とする。
- (4) 家畜共済に係る共済関係について、令和2年3月16日から令和2年9月15日までの間に第74条第2項の増額の請求があった場合にあっては、同項の規定にかかわらず、増額する共済金額に対する共済掛金の払込期限を令和2年9月30日とし、当該共済金額の増額は、令和2年3月16日から令和2年3月29日までの間に請求があった場合は、同年3月30日からその効力を生ずるものとし、令和2年3月30日から令和2年9月15日までの間に請求があった場合は、当該増額の請求日の翌日からその効力を生ずるものとする。
- (5) 家畜共済に係る共済関係について、令和2年3月16日から令和2年9月15日までの間に第82条第1項の増額の申出があった場合にあっては、同条第3項の規定にかかわらず、増額する共済金額に対する共済掛金の払込期限を令和2年9月30日とする。
- (6) 家畜共済に係る共済関係について、令和2年3月16日から同年3月30日までの間に第11条第1項(同条第7項において準用する場合を含む。)の承諾をした場合にあっては、譲受人に適用される共済掛金率が譲渡人に適用される共済掛金率を超えるときは、第69条第5項又は第78条第5項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の差額の払込期限を令和2年9月30日とする。
- 5 組合員から新型コロナウイルス感染症の影響により園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みが困難である旨の申出があった場合の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 園芸施設共済に係る共済関係であって、当該組合員に係る組合員負担共済掛金の払込期限が令和2年3月30日から令和2年9月29日までの間に満了するものについては、第138条第1項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を令和2年9月30日(共済責任期間を第136条第3項の規定により1年未満とする共済関係にあっては、

共済責任期間の2分の1を経過する日又は令和2年9月30日のいずれか早い日)までとする。

(2) 前号の共済関係に係る共済責任期間は、第136条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から1年間とする。

イ 令和2年3月30日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年3月30日

ロ 令和2年3月31日から令和2年9月22日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日

(3) 園芸施設共済に係る共済関係であって、共済責任期間が令和2年3月31日から令和2年9月30日までの間に終了するものについて、当該組合員から、その共済責任期間の終了する日(以下この号において「終了日」という。)から令和2年9月30日までの間に当該共済関係に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合は、第136条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。

6 変更後の附則第4項及び第5項の規定は、令和2年3月30日から適用する。

7 変更後の附則第4項及び第5項の規定は、令和2年10月1日に失効する。